

『広報かみさと』広告掲載実施要領

（目的）

第1条 この要領は、上里町有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、上里町（以下「町」という。）が作成する「広報かみさと」への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

（掲載位置）

第2条 広告の掲載位置は、町が指定する位置とする。

（広告掲載規格及び枠数）

第3条 掲載規格は、A広告（横 170 ミリメートル×縦 45 ミリメートル）と、B広告（横 85 ミリメートル×縦 45 ミリメートル）とする。

2 刷色は、黒の単色とする。

3 広告の枠数は、1号につき最大B広告8枠までとする。

4 1号につき原則1事業者B広告1枠とする。ただし、広告掲載希望者が広告枠数に満たないときは、枠数の範囲内でA広告として掲載することができる。

（広告内容等）

第4条 広告の掲載範囲は、上里町有料広告掲載基準によるものとする。

2 掲載原稿は、掲載希望者が作成し、あらかじめレイアウトしたものを提出するものとする。

3 広告原稿にイラスト・写真・ロゴなどを使用する場合は、広告主において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は広告主の負担とする。

（掲載期間）

第5条 広告の掲載期間は、1か月単位とし、連続掲載は最長3か月とする。

（掲載料）

第6条 掲載料は、別表のとおりとし、町の発行する納付書により、納付書が発行されてから20日以内に納付するものとする。ただし、振込みにより納付する場合の手数料は申込者負担とする。

3 要綱第11条の規定により返還する掲載料は、掲載を取り消した期間の総額とする。

（掲載募集）

第7条 広告掲載の募集は、広報かみさと又は町ホームページ等により行うものとする。

2 広告掲載希望者が募集件数を超えるときは、要綱第6条の優先順位によるものとし、同じ優先順位に属する複数の希望者がある場合は、抽選による。

(ホームページ公開での取り扱い)

第8条 広報かみさとを上里町ホームページに公開するときは、広告は削除する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要とする事項は別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成19年6月29日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

別表

掲 載 枠 数	掲 載 料 (1号1枠につき)
A広告	16,000 円
B広告	8,000 円